## 【別添2-2】

別記2イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

## 1 補助対象

○ 利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養 時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高 齢者施設等を対象とする。

### (対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

## 2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング (区域をわける) の実施
- ③ コホーティング(隔離)の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①~⑥を実施した高齢者施設等であること。
- ※なお、(1)及び(2)については、別紙2のチェックリストに記載し、申請書と併せて知事 に提出すること。
- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること(自施設の医師が対応を行う場合も含む)。
  - ・施設からの電話等による相談への対応
  - ・施設への往診 (オンライン診療を含む)
  - 入院の要否の判断や入院調整
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。

(5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

※なお、(3)から(5)については、熊本県が実施した『3月 17 日付け厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づく調査について(依頼)』(令和5年3月28日付け事務連絡)、熊本市が実施した『3月17日付け厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づく調査について(依頼)』(令和5年3月30日付け事務連絡)の回答により、確認を行うものとする。

さらに、上記①~⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者\*が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

_			
		令和5年5月8日から	令和5年10月1日
		9月30日まで	以降
	小規模施設等(定員 29 人以下)	同一日に2人以上	同一日に4人以上
	大規模施設等(定員30人以上)	同一日に5人以上	同一日に10人以上

- ※ 別添2-2でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者(発症日を含めて10日間)とする。ただし、発症日から10日間経過していなくても、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快\*¹から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①~⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで\*2「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで\*2「施設内療養者」であるものとする(ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする)。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。
- \* 無症状患者(無症状病原体保有者)について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日間)を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①~⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。
- \*1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- \*2 療養期間中であっても、上記①~⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

#### 3 補助の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日から	令和5年10月1日
	9月30日まで	以降
2の①から⑥を満たす場合の	1日1万円	1日5千円
補助	(最大 15 万円)	(最大7万5千円)
上記に加えて2の⑦の要件を	1日1万円	1日5千円
満たす場合の追加補助	(最大 15 万円)	(最大7万5千円)

なお、補助額は別表1の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1 施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

# 4 その他

本補助は、別記2イの対象経費の「(ア) a.ア (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての補助が可能である。